

三者連絡会(教授職員会、琉大労組、琉病労)

ニュース 第22号

2009年1月15日

事務局・琉球大学教授職員会(内線 2023)

E-mail kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp

<http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

琉大労組(内線 2024)

琉病労(内線 7-2099)

今後の団体交渉

三者連絡会ニュース前21号で御報告いたしました特命職員就業規程案の交渉を行う中で、その他の交渉予定事項が大学当局から示されました。それは、次のようになっております。

1 職員就業規則

- ①特命職員の配置に伴う改正
- ②諭旨解雇に関する規定を追加する

2 職員休職規定

休職復帰から短期間で再度休職した者について休職期間を通算する

3 職員給与規定

- ①主幹教諭の配置等に伴い期末・勤勉手当等について所要の改正を行う
- ②単身赴任手当支給対象者を見直す
- ③教員免許更新講習手当を新設する
- ④管理職手当支給対象者の改正

4 職員の労働時間等に関する規定

産学官連携推進機構設置に伴う改正

5 職員懲戒等規定

諭旨解雇に関する規定を追加する。

6 大学教員の任期に関する規定

産学官連携推進機構設置に伴う改正

7 職員退職手当規定

諭旨解雇の場合の退職手当を定める

8 安全衛生管理規定

産学官連携推進機構設置に伴う改正

9 安全衛生委員会規定

産学官連携推進機構設置に伴う改正

10 台風の来襲の場合における職員の労働及び休暇の取扱について

産学官連携推進機構設置に伴う改正

11 事務職員等人事評価規定

事務職員等の人事評価について定める

12 一般職員再雇用規定

再雇用職員の給与額を見直す

13 非常勤職員就業規則

諭旨解雇に関する規定を追加する

14 非常勤職員人事規定

パートタイム非常勤職員に雇用期限を設ける

15 非常勤職員給与規定

- ①一般職本給表(一)又は(二)の適用を受ける非常勤職員の給与を定額化する
- ②パートタイム職員の時間外労働手当の支給要件を明確にする

16 非常勤職員(フルタイム職員)年度一時金規定

諭旨解雇の場合の年度一時金を定める

17 過半数代表者の選出に関する規則

過半数代表者に任期を付す等の改正

18 過半数代表者との協定(平成21年度)

- ①時間外労働及び休日労働に関する労使協定書・協定届
- ②4週間単位の変形労働時間制に関する協定書・協定届
- ③1か月単位の変形労働時間制に関する協定書・協定届
- ④1年単位の変形労働時間制に関する協定書・協定届
- ⑤再雇用者の選考基準等に関する協定書
- ⑥高年齢雇用継続給付金申請
- ⑦育児休業給付の支給申請に係る協定書
- ⑧裁量労働制に関する協定・協定届

具体的な交渉は、まだこれからという状況ですが、過半数代表の選出手続等を勘案すると、2月17日が、交渉の最終期限になるというたいへん厳しいスケジュールになっています。そのため、三者連絡会としては、真に必要な事項にしばって、誠実な交渉を当局に求めております。つきましては、組合員の皆さまの率直な御意見・御質問・御要望等をお寄せいただき、今後の交渉に活かしていきたいと考えておりますので、宜しくご協力ください!

学生部の移転計画及び 「目的積立金」について

琉大労組では、学生部教務課の大学会館への移転が計画されていることに対して、昨年12月に、次のような要求書を大学当局に提出し、計画の再考を求めています。

2008年12月5日

琉球大学長
岩政輝男殿

沖縄国家公務員労働組合
琉球大学労働組合執行委員長
石川敏文

学生部教務課の大学会館への移転に対する要求書

琉球大学当局において2009年4月より学生部教務課の大学会館への移転が計画されています。

しかし、共通教育等科目の運営を担っている学生部教務課が大学会館へ移転されると教室と事務室が分断されることになり、建物管理や事務連絡等のため教職員にとってかなりの労働強化になることは明らかです。

さらに、学生サービスの観点からも問題があると考えられます。

については、職員の率直な意見等を聞き真摯に検討していただくよう強く要求します。

要求項目

- 学生部教務課の大学会館への移転を行わないこと。

この移転計画は、大学会館改修整備の一環として行われる予定のものです。その費用に、約3億2千万円がかかるということですが、これがすべて「目的積立金」の取り崩しによって充当されるとのことです。この「目

的積立金」とは、「運営費交付金対象の自己収入の増収分、運営費交付金対象の支出予算の執行残分及び受託研究等の執行残分をいう」と説明されていますが、その具体的な実態は今のところまだよくわかりません。

しかし、大学当局は、上記の大学会館改修整備の他、学生寄宿舍の整備や亜熱帯島嶼科学拠点形成研究棟(仮)整備等に、合わせて約11億円すべてを「目的積立金」を取り崩して充てる計画をすでに決定しているとのことですが、そもそもこの決定過程はきわめて不透明です。琉大ホームページ上にアップされている「役員会報」によると、平成20年10月1日付の役員会における審議事項に、「(3) 第1期中期目標計画期間中に獲得した目的積立金の活用計画(案)について」として、次の様に記述されています。

「財務部長から、1、施設整備事業(①新・学生寄宿舍、②大学会館改修、亜熱帯島嶼科学拠点形成研究棟(仮))、2、整備設備等事業(①重度老朽設備更新設備等、②附属病院設備整備等)を実施することについて資料に基づいて説明があり、了承された。なお、中期計画実現推進経費配分については、これまでのカテゴリー分類を検討することとされた。」

これ以外、今のところ、「目的積立金」に関わる記述は、見つけることができません。大学関係者のすべてに関わる莫大な金額を充てる計画について、ほとんどその経緯が明らかにもされずに決定されてよいものでしょうか。現に、その計画の一つである大学会館の改修については、現場の意見を聞くことなく、学生部教務課を移転することに対して、上述した通り、職員から反対の声があがっているのです。

このようなきわめて不透明かつ不適切な計画に対して、三者連絡会としては、まず琉大労組が中心となって上記学生部移転計画への再考を求めると同時に、それを含めた「目的積立金」なるものの実態及びその活用計画の決定経緯について、大学当局に対して、説明等を求めています。当局から得られた情報等につきましても、速やかにニュース等でもお知らせするつもりですが、組合員の皆さまからも、御意見・御質問・情報等をお寄せいただくことをぜひともお願いいたします。

さしあたっては、現時点で当局から入手した「目的積立金」に係わる資料を、教授職員会のホームページ上で閲覧できるようにしております。第1期中期計画期間における目的積立金の活用計画等の資料を、御覧いただくことができます。

(<http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>)